

厚生労働省

老健局長 黒田秀郎様

介護保険施設の基準費用額（食費）改定要望につきまして
：業界を取り巻く環境 及び 給食委託契約金額の現状：

1. 契約単価について (1日あたり)

契約単価 (税込み)

単位：円

年度	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 年 (2024)	令和 7年 (2025)
介護保険施設 (老健・特養)	1,719	1,751	1,801	1,840	1,891
介護老人保健施設	1,648	1,677	1,721	1,763	1,792
介護老人福祉施設	1,666	1,678	1,743	1,781	1,813
その他介護保険施設	1,761	1,807	1,821	1,867	1,944
障がい 他	1,801	1,842	1,920	1,948	2,015
※参考 病院	1,966	1,995	2,143	2,254	2,350

すべて赤字は1,445円以上

【基準費用額】 **令和3年8月～現在 1,445円**

【ポイント】

- ① 介護保険施設 (老健・特養) との受託契約単価は過去4年間 (令和3年・令和7年比) +172円
- ② 令和3年度以降委託契約額は基準費用額 (食費) を大幅に上回っている。+446円
※施設側においては、給食委託費以外に「施設雇用の管理栄養士給与」「水道光熱費」「厨房機器修理費」「食器・備品購入費」「廃棄物処理費」「厨房内消毒費」等あり。これら食事提供に関連する費用を加えると、基準費用額 (食費) との差はさらに広がる

【外注化率】 介護老人保健施設 67.5%
 介護老人福祉施設 55.6% ※令和7年5月時点 (矢野経済研究所調べ)

【その他】 給食委託は請負契約であり、人件費 (管理費) ・食材費ともに消費税10%が計上される (軽減税率の適用でもない)
 上記の通り、施設が外注化しているが、上記表内の単価は消費税を含めた受託会社への支払い単価実績

値上交渉に関するデータ：老健・特養)

【2025年度 値上要求状況】

施設種別	受託件数	値上要求件数	割合
介護老人保健施設	1,610件	1,248件	77.5%
介護老人福祉施設	2,596件	2,089件	80.5%

※値上要求件数・・・2025年4月～2025年6月契約更改先で値上要求した件数

値上を要求しなかった869件の理由

- ・直近年度で値上実績があるため、複数年契約のためである

【2025年度 値上更改状況】

施設種別	受託件数	値上更改件数	割合
介護老人保健施設	1,610件	734件	45.6%
介護老人福祉施設	2,596件	1,268件	48.8%

【ポイント】

- ① 2025年度の値上更改件数割合は老健45.6%、特養48.8%
- ② 値上での更改先が50%弱であるが、交渉件数はそれ以上となる
- ③ 2024年度は8割弱のお客様へ値上交渉をしている
- ④ 2025年度値上を要求しなかった理由の多くは「直近年度で値上実績有り」のため

2. 食事サービス提供業務における原価上昇要因について

◇ 材料費関連

食材料価格

年度	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025) 見込み
老健 (円)	723円	740円	797円	830円	834円
対前年比 (%)	-	2.4%	7.7%	4.1%	0.5%
特養 (円)	713円	731円	778円	809円	836円
対前年比 (%)	-	2.5%	6.4%	4.0%	3.3%

【ポイント】

- ①年度別状況：
材料費は令和3年度以降増加するのみで、令和7年度は令和3年度比 15%を超える伸びである
- ②材料単価状況：
令和3年度の利用者1日1人あたりの材料費は4年間で110円を超える上昇となっている

<資料>

物価高騰の状況

(単位：%)

	2020年平均	2021年平均	2022年平均	2023年平均	2024年平均	2025年5月
総合	100	99.8	102.3	105.6	108.5	111.8
対前年比 %		-0.2	2.5	3.2	2.7	3.3
食料	100	100	104.5	112.9	117.8	124.4
対前年比 %		0	4.5	8.1	4.3	7.6
生鮮食品	100	98.8	106.7	114.6	122.6	122.9
対前年比 %		-1.2	8.1	7.4	7.0	0.3

※ 総務省 2020年基準消費者物価指数より

令和7年5月の総務省消費者物価指数の動向を見ると総合で令和2年平均を基準とした場合令和7年5月比で11.8%増加している。

食料では24.4%、生鮮食品では22.9%増加している。

米価格の推移（東京都区部）の推移

(単位：円、%)

	2020年平均	2021年平均	2022年平均	2023年平均	2024年平均	2025年5月
コシヒカリ 円	2,426	2,344	2,288	2,323	2,951	4,970
対前年比 %		3.4	2.4	1.5	27.0	68.4
コシヒカリ以外	2,246	2,127	2,076	2,203	2,846	4,769
対前年比 %		5.3	2.4	6.1	29.2	67.6

※ 小売物価（東京都区部）の推移（総務省小売物価統計）より

令和7年5月の小売価格（5kg当たり）は、コシヒカリで4,970円で昨年平均より68.4%増加している。

コシヒカリ以外でも4,769円で昨年平均より67.6%増加し、価格で1,923円増加している。

※年度ごとにを大幅に上回る見込み。しかしながら、介護施設における食事は栄養価を満たし且つ嚥下・咀嚼に配慮した安全な食事を提供する使命があり、企業努力だけで材料費上昇分を吸収することは出来ない

<資料>

◇人件費関連

1) 最低賃金改定

年度	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
全国加重平均	902円	930円	961円	1,004円	1,055円
引上単価(前年比)		+28円	+31円	+43円	+51円
※令和2年基準		+28円	+59円	+102円	+153円
引上率 ※令和2年基準		103.1%	103.3%	104.5%	105.1%

【ポイント】 ① 全国加重平均単価：過去4年間で153円アップ 902円 → 1,055円（引上げ率 117.0%）

② 令和7年 最低賃金見込み 1,100円以上 ※令和7年引上げ率 仮に+5%で試算すると

2) 1)以外の人件費増に関連する法令

① 有給休暇5日取得義務（2019年法改正）

「社員からの申し出が無くても、会社が積極的に年休を取得させる義務を負う」ことになる

※当協会調べ：1名換算で年間21千円の人件費増

② 同一労働同一賃金（2020年法改正）

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの

※当協会調べ：1名換算で年間35千円の人件費増

[外食産業]

ゼンセン同盟での平均賃上げ率推移

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員	4.16%	5.49%	5.14%
パート	5.68%	6.11%	6.08%
時給	59.2円	66.7円	70.1円

※ 春闘妥結状況（3次集計）に基づきます

ゼンセン同盟外食産業各社の賃上げ率

①すかいらーく

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員	4.25%	6.22%	6.41%
パート	3.35%	4.63%	5.49%
時給	33.2円	48.7円	60.1円

②サイゼリア

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員			4.05%
パート			4.79%
時給			55.5円

③木曾路

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員			3.64%
パート			5.59%
時給			67.0円

④ジョイフル

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員			6.08%
パート			5.66%
時給			58. 5円

⑤トリドール

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
社員			7.27%
パート			5.57%
時給			64. 3円

※ 春闘妥結状況 (4/1時点) に基づきます

イオンのパート賃金引き上げ率

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
パート	7.00%	7.02%	7.07%
時給	71. 9円	76. 7円	81. 0円
賃上げ後平均賃金	1,093円	1,170円	1,251円

3.人員確保について

人員確保に関するデータ（月給変遷）

年度	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
管理栄養士	244,152円	251,987円	261,475円
栄養士	210,959円	218,474円	228,416円
調理師	228,604円	238,181円	246,253円

【ポイント】 ① 1月あたりの人件費は毎年上昇している（年平均+3%後半の上昇であり、最低賃金改定の影響も大きい）

4) 人員配置状況に関するデータ（老健・特養）

施設種別	受託件数	運営状況	件数	割合
介護保険施設 (老健・特養)	4,206件	充足	1,583件	37.6%
		欠員あり	2,070件	49.2%
		多数欠員	490件	11.7%
		撤退も検討	63件	1.5%

(目安)

- … 月間の時間外で30時間以上のスタッフはいない
- … 月間の時間外で30時間以上60時間未満のスタッフがいる
- … 月間の時間外で60時間以上のスタッフがいる
- … 人員確保の見通しがこれから立たず、撤退を検討している

【ポイント】

- ① 7割以上の取引先で人員が不足している（取引先の3割しか人員が充足していない）
- ② 「欠員あり、多数欠員」の運営状況割合は勤務条件等の給食業界の運営状況の厳しさが表れている
- ③ 「撤退も検討」している先が1.5%あり

4. 協会加盟会社の声

- ◇ 基準費用額（食費）が上がらないと、委託先に値上げ分の源泉がないので交渉が進まない。委託契約金額の交渉は厳しい状況であり、根本的な報酬の引き上げを望む。
- ◇ 確実な引き上げを望みます。栄養価を担保し、且つ品質を維持するためには改定が必須（原価低減にも限界）。人件費は上がり続けるが、各現場内での生産性向上は無限ではない。物価高騰への価格反映が出来ない中での生産性向上の追求は更なる雇用の不安定につながる。
- ◇ 今般の食材料費が急激に高騰していることに対し、それに応じた基準費用額の引き上げは必然だと思えます。
- ◇ 値上げ交渉をする前に、委託側の給食部門収入の関係上、交渉を牽制される場合もあります。また何度も食材値上げの波があると、2度目・3度目の交渉が立ち行かなくなります。食材と人で成り立つ事業ですので、基準費用額の引き上げを望みます。
- ◇ 物価高騰においては、食材のみではなく備品・消耗品など厨房内で使用されている物の大半が値上りしている状況です。値上げ交渉をしておりますが、実際には多くの委託先でご理解いただけない状況であります。
- ◇ 委託化が認可されてから40年近くになりますが、昨今のエネルギー価格の高騰、小麦粉に始まり給食原材料の度重なる値上げ、併せて人口減による求人難が給食受託事業の先行きに暗雲をもたらしています。委託先と交渉をしておりますが、委託先も同様に運営難の状況にあります。価格転嫁が進まないことを理由に受託会社が撤退しますと、施設での直営では運営できない状況にあります。基準費用額は実態に合わせた改定が絶対的に必要であると日々感じております。
- ◇ 値上げへのご理解と実現をただ望みます。

- ◇ 食材費は円安や国際紛争、世界規模の天候不良による食材の高騰を受け、弊社では使用食材費は昨年対比で10%～15%高騰しています。人件費については、派遣の利用や求人費の増加に加えて最低賃金の上昇も影響し、上昇は加速する一方です。上記の内容から弊社の収益は悪化しており、全ての委託先に値上げのご相談を行っております。しかし、昨今の物価高騰の状況からも十分ではなくお客様も弊社からの値上げ要請を容易に受け入れられない厳しい状況です。2024年の介護報酬改定で基準費用額を引き上げがなかったことから早急に引き上げをしていただければ、ご利用者様に対する食事サービスの質を維持するのは極めて困難です。
- ◇ 人件費、水光熱費、医療備品類が高騰している中、委託先の経営環境も悪化している。そのため、基準費用額の引き上げがなければ、給食提供自体にも大きな影響が出てくる。
- ◇ 少子高齢化における人材確保には医療・介護・保育スタッフと同様に給食従事者の賃金水準引き上げも必要です。栄養価改定や食材高騰もあるため、材料費での採算管理の調整もできません。
- ◇ ご利用者様に適切な食事を提供することが困難になっています。その状況を改善するためには、基準費用額の引き上げが必要不可欠であると考えております。具体的には、物価上昇による食材や消耗品の値上げ、人件費の高騰などが挙げられます。これらの問題に対処するためには、基準費用額の引き上げが必要であり、また医療・福祉にかかわる食事提供者が適切なサービスを提供するためには、賃上げや労働環境の整備が欠かせません。
- ◇ 委託者の方から、価格をご利用者様に転嫁が出来ず苦しい経営環境であるとの話しをお伺いしております。基準費用額の引き上げを望みます。

5. 基準費用額（食費）の改定要望につきまして

1. 基準費用額（食費）の増額について：委託契約金額実績に基づく基準費用額の設定

平成17年から導入された「基準費用額」での食費の設定ですが、各種データから過去来「基準費用額＜委託契約金額」となっており、介護施設の給食部門は赤字での運営となっております。
令和7年以降はさらに人件費・材料費の大幅な上昇が見込まれており、赤字額は年々増加していきます。

介護報酬改定時におきましては、委託契約金額の実態を考慮頂き、基準費用額の改定を以下内容にてご検討頂きますようお願い申し上げます。

介護保険 基準費用額（食費） 現在：1日 1,445円 要望：1日 1,805円（現行比1日 +360円）

消費者物価指数が示すとおり、世間全般の食事に係わる費用は上昇しておりますが、介護保険施設の食事においても同様です。介護施設における食事提供は栄養価を満ち、嚥下・咀嚼に配慮し、また食べる楽しみを感じて頂くなど社会的使命であります。その使命を果たすことが出来なくなる危機感を強く感じております。2024年での改定が行われなかったことから早急に対応していただきたい。これからの未来も当業界が社会に貢献し続けることが出来るよう、ご検討のほど重ねてお願い申し上げます。

2. 介護施設（老健・特養）における「人員、施設及び運営に関する基準（老企第33号・34号）」の見直しについて

1日365日・朝昼夕3食の介護施設に対する食事提供は人員確保が厳しい状況であり、今後さらに困難を極めることは間違いありません。しかしながら、厨房をお借りし労働集約型の当業界においては必ずご利用者に安心・安全なお食事を提供しなければなりません。これからも人員不足のなかでも食事提供をし続けることが出来るよう、以下2点の見直しをご検討頂きますようお願い申し上げます。 ※介護職員様の業務負担軽減に繋がる内容にもなります

① 夕食の配膳時間について

現行は「夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後五時以降とすること」と明記されております。人材不足への対応・安定運営に向けて、午後六時以降から五時三十分以降への文言見直しを要望いたします。

② 適温配膳について

基本食事サービス費時の記載事項から、「温冷配膳車等で提供する適温提供体制」が実質的に条件として残っております。働き方改革関連法の対応等も含め、温冷配膳車等で適温が担保されている介護施設に対しては、「デザイン」「機能性」に配慮した使い捨て食器であれば使用可とする文言追加を要望いたします。

3. 近年の物価上昇が激しく、今後もさらに見込まれるため毎年基準費用額の見直しをお願いしたい。